特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
8	後期高齢者医療に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

湧別町は、後期高齢者医療関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項	後期高齢者医療関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結するとともに、情報の取扱い状況について定期的に監査を実施している。

評価実施機関名

湧別町長

公表日

令和1年6月28日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に則り、北海道後期高齢者医療広域連合による75歳以上及び65歳～74歳で一定の障がいのある被保険者に対する保険給付事業に関して、資格管理、保険料賦課・徴収を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①資格管理 ②保険給付 ③保険料の賦課・徴収 ④保健事業
③システムの名称	後期高齢者医療システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、収納管理システム、滞納管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、収納情報ファイル、滞納管理情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項（利用範囲）及び別表第一の59 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 「特別徴収額の通知事項に関する情報」（83の項） （別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「高齢者の医療の確保法による事務」が含まれる項（82の項）

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども課
②所属長の役職名	健康こども課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課庶務グループ　〒099-6592北海道紋別郡湧別町上湧別屯田市街地318番地　TEL01586-2-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務課情報防災グループ　〒099-6592北海道紋別郡湧別町上湧別屯田市街地318番地　TEL01586-2-2111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅰ－５－①	保健福祉課	健康こども課	事後	
令和1年6月28日	Ⅰ－５－②	保健福祉課長　江田基	健康こども課長	事後	
令和1年6月28日	Ⅰ－７	総務課庶務係	総務課庶務グループ	事後	
令和1年6月28日	Ⅰ－８	総務課情報管理係	総務課情報防災グループ	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ－１	平成26年4月1日　時点	令和1年6月1日　時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ－２	平成26年4月1日　時点	令和1年6月1日　時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ　リスク対策		追加	事後	